主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人瀧内禮作、同中村経生、同西畑肇、同抜井光三、同奥川貴弥、同上條義昭、 同田中政治郎の上告趣意第一点は、公職選挙法一三八条一項の違憲をいうが、右規 定が憲法二一条一項に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和四三年(あ)第二 二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁)とするところ であるから、所論は理由がなく、同第二点は、公職選挙法一四二条一項(昭和五七 年法律第八一号による改正前のもの)の違憲をいうが、右規定が憲法二一条一項に 違反しないことは、当裁判所の判例(昭和二八年(あ)第三一四七号同三〇年四月 六日大法廷判決・刑集九巻四号八一九頁、昭和三七年(あ)第八九九号同三九年一 一月一八日大法廷判決・刑集一八巻九号五六一頁、昭和四三年(あ)第二二六五号 同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁)の趣旨に徴し明らかで あるから、所論は理由がなく、同第三点は、公職選挙法一二九条(昭和五七年法律 第八一号による改正前のもの)の違憲をいうが、右規定が憲法二一条一項に違反す るものでないことは、当裁判所の判例(昭和四三年(あ)第二二六五号同四四年四 月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁)とするところであるから、所論は 理由がなく、同第四点は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。 よつて、刑訴法四○八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決す る。

昭和五九年三月二七日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 横
 井
 大
 三

 裁判官
 伊
 藤
 正
 己

 裁判官
 木 戸 口 久 治

 裁判官
 安 岡 滿 彦